

投票区見直し（案）の概要

大泉町選挙管理委員会

【目 的】

新たな基準により投票区の区域を見直し、選挙の効率的な管理執行と執行経費の適正化を図る。

区分	現行	見直し案
投票区 ※1	21投票区	7投票区
共通投票所 ※2	設置していない	設置を検討する
移動支援 ※3	実施していない	実施を検討する

※1 投票区の指定にあたっては、行政区や小学校区に考慮するものとし、新たな投票区の増設の基準を概ね4,500人として投票区の見直しを行う。

※2 共通投票所とは、全ての投票区の選挙人が投票をすることができる投票所である。

※3 移動支援とは、投票所への移動が負担となる選挙人の利便性向上のため、投票所への移動を支援することである。
(他市町村の移動支援の例：タクシー、デマンドタクシー、巡回バスなどの利用料金等の負担軽減)